

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、**住民税非課税世帯**や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- ・給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

## ▶ 支給対象と手続き

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度  
**住民税が非課税**の世帯

新型コロナウイルスの影響で  
令和3年1月以降の収入が減少し  
住民税非課税相当の収入となった  
**家計急変**の世帯

令和3年12月10日時点で  
住民登録のある市区町村から  
**確認書が届きます（要返送）**

※一部申請が必要な場合があります  
〈返送期限〉

確認書の発行日から3ヶ月以内

詳細は裏面Ⅰへ

申請時点で住民登録のある  
市区町村に**申請が必要です**

〈申請期間〉

令和4年1月24日～

令和4年9月30日

詳細は裏面Ⅱへ

## ▶ 給付金の支給金額と支給方法

・支給金額

1世帯あたり**10万円**

・支給方法

口座へ振込

## I 令和3年度住民税が非課税の世帯

### (1) 市から確認書を送る世帯

- ・対象となる世帯（令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの世帯）には、みどり市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書を令和4年1月14日から順次送付しています。
- ・中身を確認して、返信用封筒で返信してください。

#### 【確認事項】

- ①記載された給付金振込口座番号に誤りがないか
- ②住民税課税者に扶養されている方のみで構成された世帯ではないこと

### (2) ご自身で申請が必要な世帯

- ・令和3年1月2日以降にみどり市に転入している、DVを理由に避難している方や入所措置がとられている方などは、申請が必要です。手続きについて社会福祉課へお問い合わせください。

## II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が住民税非課税水準以下であることを指します。世帯の状況により基準は変わります。（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（みどり市の場合）

単身の場合：93万円以下 母・子(1人)の場合：204.3万円以下

- ・給付金を受け取るには、申請が必要です。
- ・申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にみどり市の窓口に、直接または郵送でご提出ください。  
※申請に必要な様式は市ホームページでもダウンロードできます。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給となり、全額返還いただくこととなります。